

日本私立大学協会
私立大学ガバナンス・コード＜第 2.0 版＞
「点検結果報告書」

共通様式

① 法人名称	学校法人修文学院
② 設置大学名称	修文大学短期大学部
③ 担当部署	総務課
④ 問合せ先	0586-45-2101
⑤ 点検結果の確定日	令和 7 年 9 月 17 日
⑥ 点検結果の公表日	令和 7 年 9 月 18 日
⑦ 点検結果の掲載先 URL	https://www.shubun.ac.jp/outline/about/
⑧ 本協会による公表	☒ 承諾する ☐ 否認する

【備考欄】

--

様式 I

I－I. 「基本原則」及び「原則」の遵守（実施）状況の点検結果

基本原則・原則	遵守状況
基本原則 1 自主性・自律性の確保（特色ある運営）	○
原則 1－1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	○
原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	○
基本原則 2 公共性・社会性の確保（社会貢献）	○
原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元	○
原則 2－2 多様性への対応	○
基本原則 3 安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）	○
原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化	○
原則 3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－4 危機管理体制の確立	○
基本原則 4 透明性・信頼性の確保（情報公開）	○
原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開	○

I－II. 遵守（実施）していない「基本原則」の説明

該当する基本原則	説明

I－III. 遵守（実施）していない「原則」の説明

該当する原則	説明

様式Ⅱ

Ⅱ－Ⅰ．「原則」の遵守（実施）状況の判断に係る「実施項目」の取組状況

原則１－１ 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

実施項目 １－１①	説明
建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示	建学の精神、教育目的は、大学案内、学生募集要項、学生便覧、ホームページ上への掲載により、広く大学の内外に示している。学生便覧は、学生・教職員に配付され、学生や教職員が日常的に目に触れるように配慮している。
実施項目 １－１②	説明
「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化	各学科において、アドミッションポリシー・カリキュラムポリシー・ディプロマポリシーを明確に示している。また、科目ナンバリングの整備、履修系統図の作成、シラバスの記載内容の見直し等により、学生が学びの道筋を理解しやすくなるように努めている。各学科において、自己点検・評価に基づき、カリキュラムの見直し等を実施しており、教育の質の向上に継続的に取り組んでいる。
実施項目 １－１③	説明
教学組織の権限と役割の明確化	学長は短期大学運営の最高責任者として意思決定を行なっている。学長は、本法人の理事として理事会に出席、また業務執行理事として評議員会に参画し、理事長や理事・評議員と密接な連絡調整を行い、また大学の評議員会の議長として大学運営に当たっている。教授会は、学長が意思決定を行うにあたり、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与、そのほか教育研究に関する重要な事項について意見を述べる機関として学則に定められている。委員会は学科の教員と事務職員で組織され、それぞれの委員会規程にある目的に沿って職務を遂行している。委員会で審議された内容のうち、検討の必要な重要事項は教授会に上申される。各学科では、所属する教員が参加する教員会議を開催し、学生の学修状況等の情報交換と指導教育研究として、運営に関する事項等を議論し教授会へ上申している。細部にわたる情報交換によりきめ細かな学生指導に繋げている。
実施項目 １－１④	説明
教職協働体制の確保	教員と職員の協働による学生への学修支援及び授業支援に関する方針・計画・実施体制については、教授会のもとで構成されている各種委員会を中心に検討し、教授会の審議を経て決定している。決定された事項は、教員と職員の協働により、教務委員会を中心に

	クラス担任及び教務課を始め、関係部署の教員と職員が協働体制のもとで学修及び授業の支援活動に当たっている。
実施項目 1－1⑤	説明
教職員の資質向上に係る取組みの基本方針・年次計画の策定及び推進	FD（ファカルティ・ディベロップメント）については、FD 委員会で大学教員における基本方針を定めて実施している。授業評価アンケート、公開授業、ティーチング・ポートフォリオなどにより教員の質の向上に取り組んでいる。教育に特に貢献している教員にはベストティーチャー賞を授与している。SD（スタッフ・ディベロップメント）については、教職員人材育成の目標・方針に基づき、全学的な集合型研修を行い教職協働の実現のため取り組んでいる。

原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

実施項目 1－2①	説明
中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性のある計画の策定	修文大学・修文大学短期大学部の中期的な内外環境を踏まえて、具体的な中期計画（2025 年度から 2029 年度）を策定し、評議員会・理事会の審議を経て決定している。
実施項目 1－2②	説明
計画実現のための進捗管理	毎年度末に中期計画の進捗状況や到達状況を把握し、結果を評議員会・理事会に報告している。

原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目 2－1①	説明
社会の要請に応える人材の育成	社会人の受け入れについては、社会人入学者選抜を設け、意欲のある社会人が大学で学ぶ機会を設けている。
実施項目 2－1②	説明
社会貢献・地域連携の推進	一般市民を対象に「市民大学公開講座」を一宮市教育委員会と共同で毎年開催している。また本学主催、一宮市後援で「修文こどもフェスティバル」、などを実施している。

原則 2－2 多様性への対応

実施項目 2－2①	説明
多様性を受容する体制の充実	社会人・留学生・帰国生を対象にした入試を実施しており、多様な人材を募集している。留学生の受け入れのために、「修文大学短期大学部外国人留学生規程」を整備し、支援体制を整えている。

	また海外の研究者の受け入れのために、「修文大学・修文大学短期大学部での外国人研究者等受入規程」を整備し、支援体制を整えている。
実施項目 2－2②	説明
役員等への女性登用の配慮	女性の理事をはじめとする幹部登用に向け、学院内の人事政策の見直しを積極的に進めている。 短期大学部の学科長2名のうち1名は女性である。

原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3－1①	説明
理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保	令和7年4月1日施行の修文学院寄附行為にて人材確保方針の明確化を図った上で、業務執行機関の重要性及び責任を鑑み、所属長から選任することに加え最高意思決定機関である理事会での慎重審議を経て適切な人材を推薦する体制を整えている。的確に議事録に記載することにより、透明性も確保している。
実施項目 3－1②	説明
理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制の確立	修文学院内部統制システムの基本方針を制定し、寄附行為並びに理事会運営規則に基づき、理事会の役割、権限及び体制を明確にして適切な理事会運営を行っている。また寄附行為に基づく重要案件について評議員の意見を尊重し、意思決定に反映されている。
実施項目 3－1③	説明
理事への情報提供・研修機会の充実	毎回の理事会において、短大の様々な諸課題の提供、また情報の共有を図っている。

原則 3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化

実施項目 3－2①	説明
監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保	選任基準は寄附行為に定め、監事は独立性を確保し、かつ利益相反を適切に防止することができる者とし、評議員会で選任する。会計監査人も同様、評議員会にて決議、選任する。
実施項目 3－2②	説明
監事、会計監査人及び内部監査室等の連携	定期的に監事及び会計監査人との意見交換、内部調査部門との連携も図っている。
実施項目 3－2③	説明
監事への情報提供・研修機会の充実	毎回の理事会に出席をし、短大の様々な諸課題を共有し、情報の収集をしている。また、短大の教授会資料を毎月提出している。

原則 3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3－3①	説明
評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保	評議員の定数、属性と構成割合は、寄附行為に明確に定めている。選任については、年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮することとし、理事会及び評議員会にて選任され、議事録に的確に記録されていることで透明性の確保がなされている。
実施項目 3－3②	説明
評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協働体制の確立	寄附行為及び評議員会運営規則に基づき、評議員会の役割、権限及び体制を明確にして適切に運営している。理事会と評議員会の意見が異なる場合等においても、理事会との建設的な協議ができる体制が確立されている。
実施項目 3－3③	説明
評議員への情報提供・研修機会の充実	毎回の評議員会に理事長及び業務執行理事が出席し、短大の諸課題が共有できる体制となっている。

原則 3－4 危機管理体制の確立

実施項目 3－4①	説明
危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画の策定・活用	修文学院リスク管理基本規程を定め、理事長をリスク最高責任者とするリスク管理委員会を設置し、リスク回避、及び防止に努める体制となっている。災害時等における BCP（事業継続計画）は大学内で連携をし、策定をしていく。
実施項目 3－4②	説明
法令等遵守のための体制整備	修文学院コンプライアンス推進規程を定め、理事長を最高責任者とするコンプライアンス推進委員会を設置し、コンプライアンス推進に関する体制を整備している。

原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開

実施項目 4－1①	説明
情報公開推進のための方針の策定	大学ホームページの情報公開ページにて教育研究活動、中長期計画、財務状況等、社会に対する説明責任と適切な情報を公開している。
実施項目 4－1②	説明
ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫	学生・保護者・地域社会等、ステークホルダー別に情報を集約し、ウェブサイトや SNS、紙媒体等を目的別に活用して効果的な発信に努めている。

Ⅱ－Ⅱ．「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容

該当する原則	説明